

# 新型コロナウイルス感染症に係る給付金

2020.4/23現在 (一社)千葉県木材振興協会

区分	内容	支給額及び条件	申請方法等	問合せ先
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援 (千葉県)	新型コロナウイルス感染症により、 厳しい経営状況に置かれている県内に 本社のある中小企業(個人事業主 を含む)に対する支援	10万円・20万円・30万円 ※事業所数により支給額が異なる	【申請受付】 令和2年5月上旬～8月31日(予定)	県庁商工労働部経済政策課  043-223-2703
		売上が前年同月(令和2年1月～7月のうち 任意のひと月)と比較し50%以上減少	【申請方法】 インターネット申請及び郵送	
持続化給付金 (経済産業省)	新型コロナウイルス感染症により、 大きな影響を受ける事業者(中小企 業、小規模事業者、個人事業者など) に対する事業継続のための給付金	法人:200万円、個人事業者:100万円 ※いずれも上限額	【申請受付】 補正予算成立後(4/30予定)、1週間 程度で受付開始	中小企業金融・給付金相談窓口  0570-783183 (9:00～17:00)
		売上が前年同月(令和2年1月～12月のうち 任意のひと月)と比較し50%以上減少	【申請方法】 インターネット申請が基本	

※千葉県と経済産業省の給付金は併用して申請が可能です。

・千葉県のホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/tyushoshien0420.html>

・経済産業省のホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html>